

○岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例

平成23年3月16日

市条例第24号

岡山市精神保健福祉審議会条例(平成20年市条例第91号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議を分掌して行わせるため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市精神保健福祉審議会(以下「精神保健審議会」という。)
- (2) 岡山市思春期精神保健審議会(以下「思春期審議会」という。)
- (3) 岡山市依存・嗜癖関連問題対策審議会(以下「依存・嗜癖審議会」という。)
- (4) 岡山市精神障害者地域支援対策審議会(以下「地域支援審議会」という。)

(精神保健審議会)

第2条 精神保健審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 前条第2号から第4号までに掲げる審議会の所掌に係る事項を除く精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項
  - (2) その他市長が必要と認める専門的事項
- 2 精神保健審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
  - (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
  - (3) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動参加の促進を図るための事業に従事する者

(思春期審議会)

第3条 思春期審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 思春期における精神保健、精神医療及び福祉の円滑な推進に関すること。
  - (2) 思春期における心の健康づくり、心の健康問題等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。
  - (3) その他思春期における精神保健、精神医療及び福祉に関する重要事項
- 2 思春期審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 思春期における精神保健及び福祉に関し学識経験のある者
  - (2) 思春期の精神医療に関する事業に従事する者
  - (3) 法律に関し学識経験を有する者
  - (4) 青少年の自立及び社会活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(依存・嗜癖審議会)

第4条 依存・嗜癖審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における依存・嗜癖関連問題対策の推進に関すること。
- (2) 依存・嗜癖関連問題の予防対策等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。
- (3) その他依存・嗜癖関連問題に関する重要事項

2 依存・嗜癖審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 依存・嗜癖関連問題に関し学識経験のある者
- (2) 依存症の医療に従事する者
- (3) 依存症者の社会復帰を援助する事業に従事する者
- (4) 依存症からの回復者及びその家族
- (5) 関係行政機関の職員

(地域支援審議会)

第5条 地域支援審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の円滑な推進に関すること。
- (2) 精神障害者の継続した地域生活を支える施策等について専門的見地での評価等に関すること。
- (3) その他精神障害者の地域移行・地域定着支援に関する重要事項

2 地域支援審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 精神保健福祉問題に関し学識経験のある者
- (2) 精神科の医療に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰を援助する事業に従事する者
- (4) 精神障害者及びその家族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員)

第6条 第1条各号に掲げる審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、3年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第7条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議等)

第8条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。